

## 九州大学病院における輸血拒否患者への対応

### 1) 基本方針

1. 医師は、患者が宗教的信念と価値観に基づいて輸血療法を拒否する場合はそれを尊重し、輸血療法以外の治療を優先させる。医師は、輸血が必要となる可能性のある医療については、患者が輸血を拒否する場合は、可能な限り回避する。
2. 医師は、患者に対し、輸血を必要とする理由を最大限の努力を払って説明する。また、輸血を行わない場合の治療法の有無、および輸血以外の治療法がある場合はその治療法の利点と欠点、輸血を行わない場合の危険性を十分に説明する。
3. 医師は、輸血の可能性が低い治療や検査に関して、**大量出血が発生し輸血以外に救命できない状況が可能性としてわずかでも想定される場合には、輸血の同意が得られなければその治療や検査は施行しない。**
4. 救命救急センターなどにおける救命のための輸血では、出血のために患者は意識障害があり、またインフォームド・コンセントの説明と同意のための時間的余裕がない状況であるため、医師は救命のためならば輸血を行う。
5. なお医師（主治医）は、無輸血治療を行う場合、患者から本人署名の「免責証明書」を提出させる。その際、医師（主治医）は科長に連絡を行うとともに、病院医療安全管理部と輸血センターに、「輸血拒否患者報告書」を提出する。

### 2) 患者の年齢、判断能力との関係

#### 1. 18歳以上で医療に関する判断能力がある人の場合

上記基本方針のとおり

#### 2. 18歳未満かつ15歳以上で医療に関する判断能力がある場合

親権者が輸血を希望し、患者が輸血を拒否する場合、なるべく無輸血治療を行うが、最終的に必要な場合には**親権者から輸血同意書を得て**輸血を行う。

#### 3. 15歳未満、または18歳未満で医療に関する判断能力がないと判断される場合

- (1) 医師は、親権者の双方が輸血を拒否する場合、親権者の理解が得られるように努力し、なるべく無輸血治療を行うが、最終的に輸血が必要になれば輸血を行う。親権者の同意が全く得られず、むしろ治療行為が阻害されるような状況においては、児童相談所に虐待通告し、もって**親権喪失、親権職務停止の処分後**、親権代行者の同意により輸血を行う。
- (2) 医師は、親権者の一方が輸血に同意し、他方が拒否する場合は、親権者双方の同意を得るように努力するが、緊急を要する場合などには、**輸血を**

希望する親権者の同意に基づいて輸血を行う。

### 3) その他

手術ならびに観血的処置が必要となることが予想される疾患の場合には、外来受診時に本院の方針を説明し、今後の治療方針を決める。(手術間際になって患者へ転院、治療方針の変更を迫ることを回避)

「宗教的輸血拒否患者に対する九州大学病院輸血ガイドライン」

(病院運営会議承認(平成21年2月18日))より

HIS 院内 HP ガイドライン欄掲載 臨床倫理委員会作成